

運送事業者等原油価格高騰助成金

コロナ禍において原油価格高騰の影響を受けている市内の運送事業者等に対して緊急的な助成を行い、事業者の事業継続、経営安定化を支援します。

◆ 対象者

次のいずれかの事業を主たる事業とする運送事業者等。

- ①貨物自動車運送事業者 ②貸切バス運行事業者
③タクシー事業者 ④運転代行事業者

- ・ 法人の場合は、さくら市内に事業所や事務所、店舗を有すること。個人事業主の場合は、主にさくら市内で事業を行っていること。
- ・ 申請日時点で事業を行っており、さらに今後も継続する予定であること。
- ・ 市税等を完納していること

◆ 助成金額

令和4年4月1日時点において保有する営業車両（※）台数に応じて、以下の金額を助成します。（上限なし）

- 軽自動車以外：25,000円／台
軽自動車：10,000円／台

※助成金の対象となる営業車両について

1

①貨物自動車運送事業者	自動車車検証自家用・事業用の別に 事業用 と記載
②貸切バス運行事業者	
③タクシー事業者	
④運転代行事業者	自動車車検証自家用・事業用の別に 自家用 と記載

2

自動車車検証の「使用の本拠の位置」がさくら市内の営業車両が対象となります。

※「所有者」または「使用者」と「使用の本拠の位置」が同一の場合「***」で記載されています。

3

被けん引車（トレーラー）は対象外です。

◆ 受付期間

令和4年9月22日～令和4年11月30日まで（当日消印有効）

◆ 提出書類

1	運送事業者等原油価格高騰助成金申込書（様式第1号）
2	さくら市内での事業活動が確認できるもの （履歴事項全部証明書の写し又は、確定申告書の写し、HPの事業所一覧、事業所の外観写真等いずれか）
3	※事業を営む許可書の写し（許可書、認定書、事業開始届出の控え等）
4	自動車車検証の写し（※台数分）
5	振込口座の通帳の写し（表紙裏面の口座情報記載のページ）

◆ 申請方法

提出書類を郵送又は商工観光課窓口へ持参してください。

運送事業者等原油価格高騰助成金申込書（様式第1号）は、市ホームページ（「さくら市 運送事業者」で検索）からダウンロード、または、さくら市商工観光課にて配布しています。

（提出先）

〒329-1492

さくら市喜連川4420-1

さくら市商工観光課 商工振興係 あて

運送事業者等原油価格高騰助成金申請書類 在中

※郵送の際は切り取って封筒に貼り付けてください。

◆ 注意事項

- ・ 助成金の支給後、虚偽の申請等不正な行為が判明した場合は、助成金を返還いただきます。

【問合せ】

さくら市商工観光課 商工振興係（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

TEL：028-686-6627 FAX：028-686-2055